

日本政府の違法伐採対策

政府調達政策とガイドラインの意義

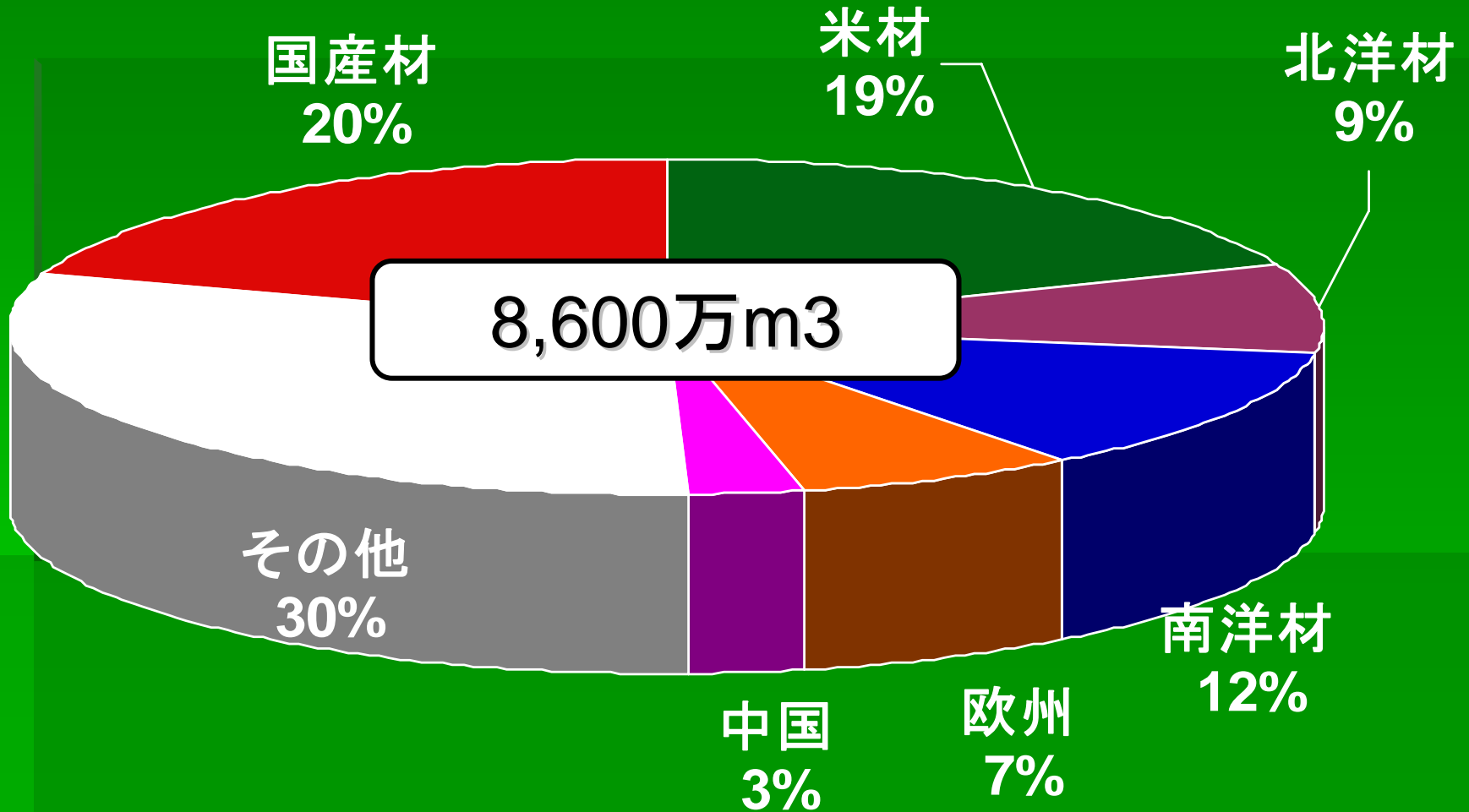
2007年2月

林野庁木材貿易対策室

違法伐採の影響

- 生産国における持続可能な森林経営の阻害、森林減少・劣化
- 正当なコストを支払っていない、違法伐採木材、木材製品が国際市場で流通することによって輸入国の持続可能な森林経営を阻害
- 本来、環境にやさしい資材である木材への信頼性の低下、他資材への転換

日本の木材需要



HS44類。(紙、家具を含まない)

2005, 丸太換算値。財務省「貿易統計」

日本政府の気候変動イニシアティブ (2005年7月)

- 「グリーン購入法」による政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置の導入
- 違法伐採木材の輸入や取引を止めるための自主的な行動規範の策定に向けた働きかけ
- 履歴追跡システムの開発、普及啓発、合法性の基準や確認・監視システムの構築等総合的な取組を推進
- G8各国の専門家による論議を推進

グリーン購入法

国等による環境物品等の調達に関する法律 (2000年法律第100号)

- 環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について国等の公的部門における調達の推進、情報提供等により、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

基本方針（閣議決定；2006年2月）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

義務的に実施

国会、裁判所、各省庁、
独立行政法人等

- 調達方針の作成、公表
- 調達実績の公表

努力義務、一般的責務

地方公共団体等

- 調達方針の作成（努力義務）

民間事業者、国民

- できる限り環境物品等を選択（一般的責務）

判断の基準:

合法性が証明された木材、木材製品

基本方針（閣議決定;2006年2月）

- 環境物品リスト
- 環境物品の要件（判断の基準、配慮事項）の決定
- 調達方針作成のための基本的事項

配慮事項:

持続可能な森林経営から生産された木材、木材製品

対象となる木材、木材製品

- 紙、紙製品
- 家具
- 事務用品
- ベッドフレーム
- 建設資材

(丸太, 製材品, 合板, 集成材, 繊維板, パーティクルボード等)

木材、木材製品の総需要量に占める政府調達
の割合は、2 - 3 % 程度と推計

ガイドライン

- **合法性、持続可能性の定義**
 - 合法性：森林関係法令上、合法的に伐採されたものであること
 - 持続可能性：持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること
- **証明の方法**
 - 森林認証とCoC認証
 - 企業団体による自主的行動規範に基づく企業認定
 - それぞれの企業による自主的な証明
- **検証と評価**

日本の供給側の対応

■ 森林認証

- **FSC (森林管理協議会; Forest Stewardship Council):**
認証森林: **25** (270,000ha), CoC認証: **382**事業所
- **SGEC (「緑の循環」認証会議):**
認証森林: **21** (256,000ha), CoC認証: **30**事業所

■ 団体による企業の認定

- **中央団体:**
19 中央団体が **382** 事業所を認定
(全国森林組合連合会、林業経営者協会、全国木材組合連合会、日本木材輸入協会、日本合板工業組合連合会等)
- **地方/県単位の団体:**
104 団体が **2,856** 事業所を認定

■ 団体による企業の認定

- **製紙会社等**

今後の課題

- どのように、ガイドラインの合法性、持続可能性の基準と指標を改善を図っていくか
 - どのように、証明方法の透明性を向上させるか
 - どのように、国産材と輸入材の公平な取扱いを確保するか
 - どのように、この取組の民間市場への拡大を図るか
 - どのように、環境にやさしい木材、木材製品の利用拡大を実現するか
- このため、森林所有者、産業界、消費者、環境NGO、学識経験者の方々との検討を継続しています。

ご静聴ありがとうございました

私たちは、この取組を通じて、違法伐採の撲滅と、適正な手続きを経て生産される木材、木材製品が環境にやさしい資材であること
の理解を深めたいと考えています。